

医療法人社団瑞鳳会

従来型介護老人保健施設

介護老人保健施設 ハートケア松岡 運営規程

第1条 (目的)

医療法人社団瑞鳳会（以下「事業者」という）が開設する介護老人保健施設ハートケア松岡（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態等にあり、居宅における生活に支障が生じた高齢者（以下「入所者」という。）に対し、適正な介護老人保健施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

第2条 (運営の指針)

施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

- 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設サービスを提供するように努めるものとする。
- 施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて妥当適切に療養を行うものとする。
- 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、入所者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 前5項のほか、「岐阜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条 (反社会勢力の排除)

事業者は、事業の実施に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び岐阜市暴力団等の排除に関する条例（岐阜市条例第13号）に規定される暴力団等を、その運営に関与させないものとする。

- 施設を開設する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員またはこれらと密接な関係を持つものは従事させないものとする。

第4条 (施設の名称等)

施設の名称、所在地は、次のとおりとする。

- 名 称 介護老人保健施設ハートケア松岡
- 所 在 地 岐阜県岐阜市長旗町1丁目8番地

第5条 (入所定員)

施設の入所定員は次のとおりとする。

定 員 80 名 (うち空床を活用し 30 名迄を短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護に充てる。)

第 6 条 (従業者の職種・員数及び職務の内容)

施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管 理 者 1 人
従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される介護老人保健施設の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- ② 医 師 1 人
入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行うとともに、施設の衛生管理等の指導を行う。
- ③ 薬 剤 師 1 人
医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う。
- ④ 支 援 相 談 員 2 人以上
入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- ⑤ 看 護 職 員 8 人以上
医師の診療補助及び医師の指示による入所者の看護、施設の衛生管理等の業務を行う。
- ⑥ 介 護 職 員 20 人以上
入所者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。
- ⑦ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 4 人以上
医師等と共同してリハビリテーション実施計画を作成するとともに、当該計画に従いリハビリテーションを行う。
- ⑧ 管理栄養士 1 人以上
入所者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立作成、栄養指導を行うとともに、食品衛生法に定める衛生管理を行う。
- ⑨ 介護支援専門員 1 人以上
入所者の施設サービス計画の原案を作成するとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- ⑩ 事 務 職 員 1 人以上
事務員の職務は、庶務及び会計事務とする。
- ⑪ 調 理 員 1 人以上
献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。

2 前項に定める者のほか、施設の運営上必要な職員を配置するものとする。

第 7 条 (重要事項の説明等)

施設は、施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設サービスの提供の開始について当該入所申込者の同意を得ることとする。

第 8 条 (提供拒否の禁止)

施設は、正当な理由がなく、施設サービスの提供を拒否しない。

第 9 条 (サービスの提供困難時の対応)

施設は、入所申込者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認める場合は、適当な病院又

は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じる。

第 10 条 （受給資格等の確認）

施設は、サービスの提供の開始に際し、入所者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努める。

第 11 条 （要介護認定の申請に係る援助）

施設は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない入所申込者に対しては、当該入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 施設は、入所者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに行われるよう必要な援助を行う。

第 12 条 （入所）

施設は、入所者の心身の状況及び病状並びに置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、施設サービスを提供する。

- 2 施設は、入所申込者の数が入所定員の数から入所者の数を減じた数を超過している場合は、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努める。
- 3 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その心身の状況、過去の生活の状況、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。
- 4 施設は、利用申込者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

第 13 条 （退所）

施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その利用者及びその家族の希望、その利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その利用者の円滑な退所のために必要な援助を行なう。

- 2 施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、医師、薬剤師、看護師、准看護師、介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者間で定期的に協議するとともに、その内容等を記録する。
- 3 施設は、入所者の退所に際しては、当該入所者又はその家族に対し家庭での介護方法等を指導するとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第 14 条 （入退所記録の記載）

施設は、入所に際しては当該入所の日並びに入所する介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては当該退所の日を被保険者証に記載するとともに、施設サービスを提供した際には、提供した施設サービスの具体的な内容その他の必要な事項を記録する。

第 15 条 （施設サービスの方針）

施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等に応じ、療養を適切に行うものとする。

- 2 施設サービスは、施設サービス計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 施設の従業者は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導し、又は説明する。
- 4 施設の従業者は、施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、当該施設サービスの提供の方法その他必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 施設は、提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

第16条（施設サービス計画）

施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 前項の規定により施設サービス計画の作成に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該施設の所在する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を施設サービス計画に含めるよう努めるとともに、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じてその者が現に抱える問題点を明らかにし、当該入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での課題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する課題の把握（以下この条において「アセスメント」という。）に当たっては、当該入所者及びその家族に面接を行う。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
- 4 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及びその者についてのアセスメントの結果に基づき、当該入所者の家族の希望を勘案して、当該入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の課題、施設サービスに係る目標及びその達成の時期、内容並びに提供上の留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- 5 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるとともに、当該入所者又はその家族に対して説明し、文書により当該入所者の同意を得る。
- 6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付する。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、当該施設サービス計画についての実施状況の把握（当該入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じ変更を行う。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。
- 8 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する計画の実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）に当たっては、当該入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情がない限り、定期的に当該入所者に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録する。
- 9 計画担当介護支援専門員は、入所者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求める。

第17条（介護保健施設サービスの内容）

施設は、居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関わるあらゆる職種の従業者の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とし、介護保健施設サービス

の提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- 1) 介護保健施設サービスの提供に当たっては、入所者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、入所者の心身の状況等を踏まえて、入所者の療養を妥当適切に行うものとする。
- 2) 介護保健施設サービスの提供に当たっては、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3) 介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、従業者は入所者及びその家族に対して、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明しなければならない。

第 18 条 （診療の方針）

医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1) 一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断に基づき、療養上必要な診療を行う。
- 2) 常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、当該入所者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果が見込めるよう適切な指導を行う。
- 3) 常に入所者の病状、心身の状況及び置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行う。
- 5) 特殊な療法又は新しい療法等については、知事が定めるもののほか行わない。
- 6) 知事が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方しない。

第 19 条 （必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）

施設の医師は、入所者の病状から当該施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認める場合は、協力体制を整備している病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の診療を求める等適切な措置を講じる。

- 2 施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させない。
- 3 施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合は、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行う。
- 4 施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受け、当該情報に基づき適切な診療を行う。

第 20 条 （機能訓練）

施設は、入所者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行う。

第 21 条 （看護及び医学的管理の下における介護）

施設は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じて、適切な技術をもって看護及び医学的管理の下における介護を行う。

- 2 施設は、一週間に 2 回以上、入所者を入浴させ、又は清しきをするとともに、その病状及び心身の状況に応じて、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替える。
- 3 施設は、入所者に褥瘡が生じないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- 4 施設は、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の介護を適切に行う。
- 5 施設は、入所者に対し、入所者の負担により、当該施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせない。

第 22 条 （食事）

施設は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供するとともに、入所者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で食事することを支援する。

第 23 条 （相談及び援助）

施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

第 24 条 （その他のサービスの提供）

施設は、必要に応じ、入所者のためのレクリエーション活動を実施するよう努める。

- 2 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

第 25 条 （利用料等の受領）

介護保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 施設は、法定代理受領サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 3 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 4 施設は、前 3 項に定める額の支払を受けるほか、入所者から規則で定める費用の支払を受ける。

① 居 住 費	i) 多 床 室	430 円	(1 日あたり)
	ii) 従来型個室	1,640 円	(1 日あたり)
② 特 別 室 料	i) 2 人 部 屋	1,500 円	(1 日あたり)
	ii) 1 人 部 屋	3,620 円	(1 日あたり)
③ 電 気 利 用 料	※家電持ち込みがある場合	100 円	(1 日あたり 1 点につき)
④ テレビレンタル費	※ 電 気 代 含 む	220 円	(1 日あたり)
⑤ CS セット	i) 基本プラン	275 円	(1 日あたり)
	ii) 衣類プラン	220 円	(1 日あたり) ※基本プランの加入が必要
	iii) 私物洗濯プラン	5,060 円	(1 ヶ月あたり)
		2,530 円	(半月あたり)
④ 食 費		2,200 円	(1 日あたり)
⑤ おやつ/ドリンク代		100 円	(1 日あたり)
⑥ イベント費		50 円	(1 日あたり)
⑦ 理 美 容 代		実 費	

- 5 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 6 施設は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

第 26 条 （会計の区分）

施設は、施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分する。

第 27 条 （入居者に関する市町村への通知）

施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 1) 正当な理由なしに施設サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
- 2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合。

第 28 条 （管理者による管理）

施設の管理者は、専ら当該施設の業務に従事する。

第 29 条 （管理者の責務）

施設の管理者は、当該施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 2 施設の管理者は、従業者に「岐阜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」を遵守させるため、必要な指揮命令を行う。

第 30 条 （計画担当介護支援専門員の業務）

計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- 1) 入所申込者の入所に際し、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、過去の生活の状況、病歴、指定居宅サービス等の利用状況その他必要な事項を把握する。
- 2) 入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該入所者の居宅における生活の可能性について定期的に検討し、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者と密接に連携する。

第 31 条 （勤務体制の確保等）

施設は入所者に対し、適切な施設サービスを提供することができるよう従業者の勤務の体制を定めておく。

- 2 施設の従業者によって施設サービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 施設は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保する。
 - ① 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - ② 継続研修 年 2 回以上

第 32 条 （定員の遵守）

施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させない。ただし、災害、虐待を受けた高齢者の保護その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第 33 条 （非常災害対策）

施設は、非常災害に備え、災害対策に関する具体的な計画を立て、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携のため

の体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難、救助等の訓練を行う。

第 34 条 （事故発生の防止及び発生時の対応）

施設は、事故の発生及び再発を防止するため、従業者に対し、次に掲げる措置を講じる。

- ① 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - ② 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - ③ 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める措置
- 2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について、記録する。
 - 4 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第 35 条 （業務継続計画の策定等）

施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 36 条 （衛生管理・感染症蔓延防止及び従業者等の健康管理）

施設は、入居者の使用する食器、設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、並びに衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
 - 1) 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 2) 当該施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。
 - 3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める措置
- 3 従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

第 37 条 （協力医療機関等）

施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- 1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること
 - 2) 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 3) 入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
 - 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に

規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるように努めるものとする。
- 6 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

第38条 (掲示)

施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の医療機関の名称等、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

第39条 (地域との連携等)

施設は、運営に当たっては、地域住民、ボランティア等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

- 2 施設は、その運営に当たっては、提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

第40条 (居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護認定を受けている被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

第41条 (秘密保持・個人情報の保護等)

施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対し、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により当該入所者の同意を得る。

第42条 (苦情への対応)

施設は、その提供した施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 施設は、提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。この場合において、当該市町村から求めがあったときは、当該改善の内容を報告する。
- 4 施設は、提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。この場合において、当該国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、当該改善の内容を報告する。

第 43 条 (ハラスメント対策に関する事項)

施設は、施設サービスにおける適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ、相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第 44 条 (施設の利用に当たっての留意事項)

従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - 1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る
 - 2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する
 - 3) 面会は、施設の規程に従う
 - 4) 外出、外泊は、担当職員に申し出て、必ず『外出・外泊簿』に記入する
 - 5) 全館禁煙とする
 - 6) 自身の宗教信仰以外及び『営利行為、宗教勧誘、特定の政治活動』は禁止する

第 45 条 (虐待の防止のための措置に関する事項)

施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 施設は、施設サービス提供中に、当該施設の従事者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 46 条 (身体拘束の廃止に関する事項)

施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

- 2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 3 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - 2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第 47 条 (記録等の整備)

施設は、従業者、設備及び会計に関する記録等を整備する。

- 2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、当該サービスを提供した日（第 1 号に掲げる施設サービス計画にあっては当該計画の完了の日、第 4 号に掲げる市町村への通知に係る記録にあっては当該通知

の日) から5年間保存する。

- 1) 施設サービス計画
- 2) 居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての協議の内容等の記録
- 3) 介護保健施設サービスの具体的な内容等の記録
- 4) 身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 5) 市町村への通知に係る記録
- 6) 苦情の内容等の記録
- 7) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

第48条 (入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

第49条 (その他施設の運営に関する重要事項)

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所（施設）の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月20日から施行する。

この規程は、令和6年11月1日から施行する。

この規程は、令和7年3月1日から施行する。